

第2回 大野警察署協議会

開催日時	令和7年7月28日（月）午後3時25分から午後4時30分まで
開催場所	福井県奥越合同庁舎 第2会議室
出席者	大野警察署協議会委員 5名 大野警察署署長以下 6名
協議会の概要	
1 議事概要 (1) 令和7年上半期の治安情勢と取組状況 (2) 令和7年度提言書提出 (3) デジタル交通安全教室（VR動画）の体験 2 意見・質疑及び応答 (1) 横断歩行者の安全対策 ○ 委員： 横断歩道付近にいる歩行者が、通過車両に対して「先に通過して欲しい」と手で合図した場合でも停止する必要はあるのか。 ● 警察： 道路交通法第38条に、「横断歩道付近に明らかに歩行者がいない場合以外は、停止できる速度で通過しなければならない、横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者等がいる場合は横断歩道の直前で一時停止し歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。」と決められており、停止しなければならない。 なお、「歩行者が先に行くよう合図する場合」については、前提として、車両が歩行者を確認して一時停止していることに加え、歩行者が自らの意思で横断を止めている場合ならば、「横断歩道を横断し、または横断しようとするもの」には当たらないと解される。 その際でも、横断歩道付近に歩行者がいることから、「停止できる速度」で通過すべきである。 (2) 観光客対策 ○ 委員： キャンプ場以外の場所でキャンプする県外者が多い。 何か対策は打てないか。 ● 警察： 警察のみで対策を講じることは難しいが、現状把握も含め一度確認する。 (3) 特殊詐欺以外の相談 ○ 委員： 知人が、悪徳リフォーム業者の被害に遭ったという話を聞いた。このような場合、警察に相談してもいいのか。 ● 警察： 「特定商取引に関する法律」違反に起因する可能性があることから、警察に相談して欲しい。 (4) 大野署の取組 ○ 委員： 中学1年生に対する体験型ネットリテラシー教室については、保護者から「他の学年でも実施して欲しい」との声が上がるなど評判がよかった。	

今後、他の学年などでも実施できないのだろうか。

- 警察： 学校では、年間カリキュラムが決まっており、なかなか時間を設けることが難しいのが現状である。年間計画を策定する時期にあわせ、学校側と調整するなどの対応を考える。
- 委員： 最近のカーナビは、スマートフォンと連動し、着信時の電話応答などもカーナビの画面に表示されるようになるが、電話に出る際にカーナビの画面を見ることは、画面注視行為に当たるのか。
- 警察： いわゆる「ながら運転」は、スマートフォン等を把持して通話したり、スマートフォンやカーナビの画面を注視したりする行為である。

画面を一瞥する行為は別として、注視して操作する行為は、道路交通法で禁止されているものであり、VR体験でも説明があったように、車は時速60kmで1秒間に17m走行することから、一時的だからといって、カーナビの画面を見る行為は危険であることを十分にご承知いただきたい。

3 開催状況



特殊詐欺に関する説明



デジタル交通安全教室 (VR 体験) の状況



提言書提出の様子